



青森県報

号外第百号

平成十三年十一月五日(水曜日)

目次

訓令

○青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令………(人事課)…一

訓令

青森県訓令甲第四十二号

府中一般

各出先機関

青森県知事 木村守男

青森県環境保健センターの環境管理部担当の次長	一大気汚染防止法の施行に関すること。
イ 第六条第一項及び第七条第一項の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受理に関すること。	イ 第六条第一項及び第七条第一項の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受理に関すること。
ハ 第十条第一項(第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。)の規定による実施制限期間の短縮に関すること。	ハ 第十条第一項(第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。)の規定による実施制限期間の短縮に関すること。
二 第十一条(第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。	二 第十一条(第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。
ホ 第十二条第三項(第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。	ホ 第十二条第三項(第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定による通報の受理に関すること。
ト 第十八条第一項及び第十八条の二第一項の規定による一般粉じん発生施設の設置の届出の受理に関すること。	ト 第十七条第二項の規定による通報の受理に関すること。
チ 第十八条第三項の規定による一般粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。	チ 第十八条第三項の規定による一般粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。
リ 第十八条の六第一項及び第十八条の七第一項の規定による	リ 第十八条の六第一項及び第十八条の七第一項の規定による

の次長」を加える。

別表第三支所長共通の項の第一号中「県内」を削り、「関すること」の下に「(外国旅行に係るものを除く。)」を加える。

別表第五十和田食肉衛生検査所のむつ市駐在の職員の項の次に次のように加える。

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十三年十一月五日

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第八項中「環境管理事務所の」を「環境管理部に係る事務を担当する次長(第十二条第六項及び別表第五において「環境管理部担当の次長」という。)及び環境管理事務所の」に改める。

第十二条第六項中「支所長」の下に「、青森県環境保健センターの環境管理部担当

特定粉じん発生施設の設置の届出の受理に関すること。

又 第十八条の六第三項の規定による特定粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。

ル 第十八条の十五第一項及び第二項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理に関すること。

ヲ イからルまでに係る第二十六条第一項の規定による報告の徴収に関すること。

二 水質汚濁防止法の施行に関する次のこと。

イ 第五条及び第六条の規定による特定施設の設置の届出の受理に関すること。

ロ 第七条の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。

ハ 第九条第二項の規定による実施制限期間の短縮に関するこ

ト。

ニ 第十条の規定による氏名の変更等の届出の受理に関するこ

ト。

ホ 第十一条第三項の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。

ヘ 第十四条の二第一項及び第二項の規定による事故の状況及び講じた措置の概要の届出の受理に関すること。

ト 第十六条の二の規定による地下水の水質の測定に係る協力の要請に関すること。

チ イからトまでに係る第二十二条第一項の規定による報告の徴収に関すること。

三 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第二百七号）の施行に関する次のこと。

イ 第三条第三項（第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。

ロ 第六条の二第二項の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。

ハ 第十二条第一項の規定による報告の徴収に関すること。

四 青森県公害防止条例の施行に関する次のこと。

イ 第十九条第一項の規定によるばい煙関係施設の設置の届出の受理に関すること。

ロ 第二十条第一項の規定による実施制限期間の短縮に関すること。

ハ 第二十二条第一項の規定による実施制限期間の短縮に関すること。

二 第二十三条（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。

ホ 第二十四条第三項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。

ヘ 第二十九条第一項の規定による粉じん関係施設の設置の届出の受理に関すること。

ト 第二十九条第三項の規定による粉じん関係施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。

チ 第三十四条の規定による汚水関係施設の設置の届出の受理に関すること。

リ 第三十五条の規定による汚水関係施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。

ヌ 第三十七条第二項の規定による実施制限期間の短縮に関すること。

ル 第三十八条の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。

ヲ 第三十九条第三項の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。

ワ イからヲまでに係る第五十九条第一項の規定による報告の徴収に関すること。

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 第十二条の三第六項の規定による管理票交付者からの報告書の受理に関すること。

ロ 第十二条の五第八項の規定による情報処理センターからの報告の受理に関すること。

八 第十四条第一項及び第四項の規定による産業廃棄物処理業の許可（同条第二項及び第五項の規定による許可の更新を含む。）に関すること。

二 第十四条の二第一項の規定による産業廃棄物処理業の変更の許可及び同条第三項において準用する第七条の二第三項の規定による産業廃棄物処理業の廃止又は変更の届出の受理に関すること。

ホ 第十四条の四第一項及び第四項の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可（同条第二項及び第五項の規定による許可の更新を含む。）に関すること。

ヘ 第十四条の五第一項の規定による特別管理産業廃棄物処理業の変更の許可及び同条第三項において準用する第七条の二第三項の規定による特別管理産業廃棄物処理業の廃止又は変更の届出の受理に関すること。

ト 第十八条第一項の規定による報告（廃棄物処理施設の構造に関するものを除く。）の徴収に関すること。

チ 第十九条第一項の規定による無償収去に関すること（廃棄物処理施設の構造に関する検査に係るもの除外。）。

リ 第二十条の二第一項の規定による廃棄物再生事業者の事業場の登録に関すること。

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の施行に関する次のこと。

イ 第十八条の規定による廃棄物再生事業者の変更の届出の受理に関すること。

ロ 第十九条の規定による廃棄物再生事業者の事業場の廃止、休止及び再開の届出の受理に関すること。

七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の施行に関する次のこと。

イ 第八条の二十九の規定による管理票交付者からの報告の受理に関すること。

ロ 第八条の三十八の規定による電子情報処理組織使用事業者からの報告の受理に関すること。

八 净化槽法の施行に関する次のこと。

イ 第五条第一項の規定による净化槽の設置又は净化槽の構造若しくは規模の変更の届出の受理（特定行政庁の権限に係るもの除外。）及び経由並びに同条第四項ただし書の規定による届出の内容が相当である旨の通知（特定行政庁の権限に係るもの除外。）に関すること。

ロ 第十条の二の規定による净化槽管理者からの報告書の受理に関すること。

ハ 第十二条第一項の規定による净化槽の保守点検又は净化槽の清掃についての助言、指導又は勧告に関すること。

ニ 第五十三条第一項の規定による净化槽管理者及び净化槽清扫業者からの報告の徴収に関すること。

九 青森県净化槽保守点検業者登録条例の施行に関する次のこと。

イ 第三条第一項の規定による登録（同条第三項の規定による更新の登録を含む。）に関すること。

ロ 第七条第一項の規定による変更の届出の受理に関すること。

ハ 第八条の規定による廃業等の届出の受理に関すること。

ニ 第九条第一項及び第二項の規定による登録の抹消に関すること。

ホ 第十条の規定による登録簿の閲覧に関すること。

ヘ 第十六条第一項の規定による報告の徴収に関すること。

十 ダイオキシン類対策特別措置法の施行に関する次のこと。

イ 第十二条第一項の規定による特定施設の設置の届出の受理に関すること。

ロ 第十三条第一項及び第二項の規定による経過措置に係る届出の受理に関すること。

ハ 第十四条第一項の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。

ニ 第十七條第二項の規定による実施の制限期間の短縮に関すること。

ホ 第十八条の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。

へ 第十九条第三項の規定による地位の承継の届出の受理に
すること。

ト 第二十三条第二項の規定による事故時の状況の通報の受理
に關すること。

チ 第二十八条第三項の規定による大気基準適用施設又は水質
基準適用事業場の設置者の測定の結果の報告の受理に關する
こと。

リ イからチまでに係る第三十四条第一項の規定による報告の
徵収に關すること。

別表第五青森県環境保健センターの環境管理事務所の環境管理事務所長の項の第六
号中「(昭和四十六年政令第三百号)」を削り、同項の第七号中「(昭和四十六年厚
生省令第三十五号)」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

発行所・发行人	青森市長島二丁目一番二号 青森県
印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭